

鹿沼市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条
例の一部改正について

次のように改める。

令和3年5月26日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条
例

鹿沼市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年鹿沼市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条後段を削る。

第4条中「鹿沼市印鑑条例」の次に「(昭和52年鹿沼市条例第3号)」を加え、「並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影」を削る。

第8条第2項中「、前項の規定にかかわらず、市長が定める書面に個人印鑑を押印し」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。